

令和4年度第1回群馬県循環器病対策推進協議会

次 第

日時：令和4年12月23日（金）午後6時～
場所：WEB会議

1 開会

2 挨拶

3 構成員紹介

4 座長の選出

5 議題

(1) ぐんま循環器病対策シームレス・プロジェクトについて <説明・質疑>

(2) 本県における循環器病対策の取組について <意見交換>

6 その他

7 閉会

配付資料

群馬県循環器病対策推進協議会設置要綱

名簿

資料 1 - 1 ぐんま循環器病対策シームレス・プロジェクトについて

資料 1 - 2 脳・心 ロジックモデル（評価用）

資料 2 構成員からの事前意見（とりまとめ）

群馬県循環器病対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 県の循環器病対策の推進に関し、有識者等から幅広く意見を聴くため、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）の規定に基づく都道府県循環器病対策推進協議会として、群馬県循環器病対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の構成員は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 群馬県循環器病対策推進計画の進行管理に関する事項
- (2) 本県の循環器病対策の効率的・効果的な実施に関する事項

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者のうちから健康福祉部長が選任する。

- (1) 識見を有する者
 - (2) 公募による者
- 2 構成員の任期は、健康福祉部長が選任した日から2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 健康福祉部長は、協議会が認める場合は、構成員の任期を延長することができる。
- 4 構成員の再任は妨げない。

(協議会)

第4条 協議会は、健康福祉部長が招集する。

- 2 協議会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は協議会を進行する。
- 4 座長に事故あるときは、構成員の互選により職務代理者を定め、当該者が座長の職務を代理する。
- 5 健康福祉部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部医務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月15日から施行する。

群馬県循環器病対策推進協議会 構成員名簿

(任期：令和4年11月1日～令和6年10月31日)

No.	氏名	団体名・職名	備考
1	川島 崇	群馬県医師会副会長	
2	佐野 公永	群馬県歯科医師会常務理事	
3	田尻 耕太郎	群馬県薬剤師会長	
4	矢嶋 美恵子	群馬県看護協会専務理事	
5	風間 寛子	群馬県理学療法士協会	
6	生須 義久	群馬県作業療法士会	
7	木村 大輔	群馬県言語聴覚士会長	
8	高橋 紀貴	群馬県医療ソーシャルワーカー協会副会長	
9	飯嶋 覚	群馬県介護支援専門員協会理事	
10	栴澤 康幸	群馬県国民健康保険団体連合会常務理事	
11	山田 寿	社会保険診療報酬支払基金群馬審査委員会事務局長	
12	高間 典明	群馬大学医学部附属病院 循環器内科 病院講師	
13	萩原 絹代	みなかみ町子育て健康課課長補佐	
14	増田 政利	公募構成員	
15	西松 輝高	群馬県保健医療計画会議 脳卒中検討部会長	
16	内藤 滋人	群馬県保健医療計画会議 心筋梗塞等の心血管疾患検討部会長	
17	歌代 昌文	群馬県健康福祉部長	